

（下線部分は変更部分）

2020年7月1日変更	2016年4月1日変更
<p>制定 平成23年4月1日 変更 平成23年4月12日 変更 平成26年4月1日 変更 平成28年4月1日 変更 <u>2020年7月1日</u></p>	<p>制定 平成23年4月1日 変更 平成23年4月12日 変更 平成26年4月1日 変更 平成28年4月1日</p>
<p>1. (略)</p> <p>2. 騒音試験の種類 研究所は、次に掲げる種類の業務を行うこととする。 (1) 研究所が試験を行って別添1に示す加速走行騒音の<u>基準</u>への適合を確認する業務 (2) 試験依頼者が自ら試験を行う際に立会って別添1に示す加速走行騒音の<u>基準</u>への適合を確認する業務 (3)～(5) (略)</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 騒音試験の種類 研究所は、次に掲げる種類の業務を行うこととする。 (1) 研究所が試験を行って別添1に示す加速走行騒音の<u>基準値</u>への適合を確認する業務 (2) 試験依頼者が自ら試験を行う際に立会って別添1に示す加速走行騒音の<u>基準値</u>への適合を確認する業務 (3)～(5) (略)</p>
<p>3.・4. (略)</p>	<p>3.・4. (略)</p>
<p>5. 騒音試験の実施 研究所は、次により騒音試験を実施する。 (1)・(2) (略) (3) 加速走行騒音の測定については、<u>別添1第1号</u>に基づき（検査対象外軽</p>	<p>5. 騒音試験の実施 研究所は、次により騒音試験を実施する。 (1)・(2) (略) (3) 加速走行騒音の測定については、<u>保安基準の細目を定める告示</u>（細目告</p>

自動車等にあつては、これに準じて) 実施する。なお、試験自動車の試験時重量については、実測その他適切な方法により確認するものとする。

10. 騒音試験の場所

(1) 騒音試験のうち 2.(1)による場合には、次の場所で行うこととする。

一般財団法人日本自動車研究所 城里テストセンター 走行音試験路面
(JIS D 8301-2013 (ISO 10844-2014) 準拠)

茨城県東茨城郡城里町大字小坂字高辺多 1328 番 23 号

②・③ (削除)

11. ～15. (略)

16. 同一型式の範囲

(1) 試験成績表に記載されている自動車と同一とされる範囲は以下のとおりとする。

「構造・装置等が同一である」とは、当該試験成績表中の「試験自動車」欄に記載されている項目のうち「車名」、「型式」(原動機等の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式)、「原動機型式」、「最高出力」、「変速機の種類」、「車両総重量」、「消音器の個数」、

示) 別添 40「加速走行騒音の測定方法」及び新型自動車の試験方法に定める「加速走行騒音試験」(TRIAS30-J040-01)に基づき(検査対象外軽自動車等にあつては、これに準じて)実施する。なお、試験自動車の車両総重量については、実測その他適切な方法により確認するものとする。

10. 騒音試験の場所

(1) 騒音試験のうち 2.(1)による場合には、次のいずれかの場所で行うこととする。

① 一般財団法人日本自動車研究所 城里テストセンター 走行音試験路面
(JIS D 8301-1993 (ISO 10844-1994) 準拠)

茨城県東茨城郡城里町大字小坂字高辺多 1328 番 23 号

② 一般財団法人日本自動車研究所 つくば研究所 走行音試験路面 (JIS
D 8301-1993 (ISO 10844-1994) 準拠)

茨城県つくば市苅間 2530 番地

③ 一般財団法人日本自動車研究所 城里テストセンター 密粒アスファ
ルトコンクリート舗装路面 (直線平坦舗装路)

茨城県東茨城郡城里町大字小坂字高辺多 1328 番 23 号

11. ～15. (略)

16. 同一型式の範囲

(1) 試験成績表に記載されている自動車と同一とされる範囲は以下のとおりとする。

① 「構造・装置等が同一である」とは、当該試験成績表中の「試験自動車」欄に記載されている項目のうち「車名」、「型式」(原動機等の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式)、「原動機型式」、「最高出力」、「変速機の種類」、「車両総重量」、「消音

「触媒の有無」及び同成績表添付資料中の「消音器外観」に係る構造・装置等が同一であるものをいう

② (削除)

(2)・(3) (略)

17. ～21. (略)

附則 この実施要領は、2020年7月1日から変更・実施する。

別添1 加速走行騒音の試験方法及び基準

(加速走行騒音の試験方法)

1. 適用する基準に応じ、以下のいずれかの方法及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程別添1試験規定 (TRIAS) により試験を行う。

- (1) 保安基準の細目を定める告示 (細目告示) 別添 40 「加速走行騒音の測定方法」
- (2) 協定規則第 41 号 (二輪自動車又は原動機付自転車に限る。)
- (3) 協定規則第 51 号 (二輪自動車又は原動機付自転車を除く。)

(加速走行騒音の基準)

2. 前号の試験方法による測定結果が、以下の基準を満たすことを確認する。

- (1) 細目告示別添 40 「加速走行騒音の測定方法」により試験を行った自動車次の表の試験自動車の種別に応じた加速走行騒音の基準値を超えないことを確認する。

表 (略)

器の個数、「触媒の有無」及び同成績表添付資料中の「消音器外観」に係る構造・装置等が同一であるものをいう。

- ② 「車両総重量」にあつては、検査申請車両の車両総重量が同成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合、及び軽い場合であつて、その差が試験自動車の車両総重量の－5%以内又は－20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。

17. ～21. (略)

附則 この実施要領は、平成 28 年 4 月 1 日から変更・実施する。

別添1 加速走行騒音の基準値

(加速走行騒音の基準値)

実施要領 2.(1)又は (2)の測定結果により、加速走行騒音を dB で表した値が、次の表の試験自動車の種別に応じた加速走行騒音の基準値を超えないことを確認する。

表 (略)

(2) 協定規則第 41 号の規定により試験を行った自動車

協定規則第 41 号の技術的な要件（同規則第 4 改訂版の規則 6.2 に限る。）
に適合することを確認する。

(3) 協定規則第 51 号の規定により試験を行った自動車

協定規則第 51 号の技術的な要件（同規則第 3 改訂版の規則 6.2.2 に限る。）
に適合することを確認する。

別添 2 騒音試験の手数料

（騒音試験の手数料）

1. 実施要領第 2 条に掲げる業務の種類別に、表 1 に記載する額を手数料として定める。なお、研究所の担当者が騒音試験のために出張するときは、第 2 号に定めるその他費用（旅費、日当、宿泊費、移動時間の労務費及び機材輸送費）を別途加算することとする。また、これら以外に必要な費用が生じる場合には、別途協議することとする。

表 1

業務の種類	試験自動車 1 台当たりの手数料 （税抜き）		(1)～(4)の業務に併せて騒音防止性能確認標章の発行を希望する場合 の手数料 （(1)～(4)の手数料+298 円、税抜き）	
	別添 1 第 1 号の試験の方法		別添 1 第 1 号の試験の方法	
	(1)	(2)又は(3)	(1)	(2)又は(3)
(1)	246,000 円	470,000 円	246,298 円	470,298 円
(2)	45,000 円	60,000 円	45,298 円	60,298 円
(3)	7,000 円		7,298 円	
(4)	4,000 円		4,298 円	
(5)	4,298 円			

別添 2 騒音試験の手数料

（騒音試験の手数料）

1. 実施要領第 2 条に掲げる業務の種類別に、表 1 に記載する額を手数料として定める。なお、研究所の担当者が騒音試験のために出張するときは、第 2 号に定めるその他費用（旅費、日当、宿泊費、移動時間の労務費及び機材輸送費）を別途加算することとする。また、これら以外に必要な費用が生じる場合には、別途協議することとする。

表 1

業務の種類	試験自動車 1 台当たりの 手数料（税抜き）	(1)～(4)の業務に併せて騒音防止性能確認標章の発行を希望する場合 の手数料 （(1)～(4)の手数料+298 円、税抜き）
(1)	246,000 円	246,298 円
(2)	45,000 円	45,298 円
(3)	7,000 円	7,298 円
(4)	4,000 円	4,298 円
(5)	4,298 円	

2. その他費用の単価は、次の表 2 のとおりとする。

表 2 (略)

(a)旅費：合理的な通常の経路及び方法により計算することとする。ここでいう合理的とは、金額、距離、時間、安全等を総合的に勘案したものをいう。また、新幹線、特別急行列車及び普通急行列車は、当該列車を片道 100km 以上乗車する場合に使用することとする。

(b) (略)

2. その他費用の単価は、次の表 2 のとおりとする。

表 2 (略)

(a)旅費：合理的な通常の経路及び方法により計算することとする。ここでいう合理的とは、金額、距離、時間、安全等を総合的に勘案したものをいう。また、新幹線 (のぞみを含む)、特別急行列車及び普通急行列車は、当該列車を片道 100km 以上乗車する場合に使用することとする。

(b) (略)